

京都市告示第262号

京都市勧業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勧業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和8年7月31日

京都市長 松井 孝治

1 供用しない施設

常設展示場（京都伝統産業ミュージアム）

2 供用しない日

令和8年10月26日（月）

令和8年11月24日（火）

令和8年12月7日（月）

令和8年12月21日（月）

令和9年1月12日（火）

令和9年1月25日（月）

令和9年2月21日（日）

令和9年2月22日（月）

令和9年3月8日（月）

令和9年3月23日（火）

（産業観光局クリエイティブ産業振興室）